

平成22年度 講習日程表(平成22年4月～平成23年3月)

*下記 技能講習及び特別教育は、教育訓練助成金の助成を受けることができます。
但し、フォークリフト及びショベルローダー等運転技能講習及び職長・安全衛生教育は除く。

【技能講習】

下記の講習日程は開催予定です。変更になる事がありますのでご注意願います。

講習科目	登録 番号	H22/ 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	H23/ 1月	2月	3月
車両系建設機械 運転技能講習 (整地・運搬・積込み 及び掘削用)	9号	3～4	1～2	7～8	5～6	2～3	9～10	2～3	4～5	2～3	6～7	1～2	1～2
		3～5	10～11	7～9	10～11	2～4	18～19	4～5	8～9	11～12	10～11	12～13	7～8
		3～7	10～12	7～11	10～12	2～6	18～20	4～6	8～10	13～14	10～12	14～15	7～9
		10～11	10～14	12～13	10～14	9～10	18～22	4～8	8～12	13～15	10～14	14～16	7～11
		19～20	15～16	21～22	19～20	21～22	25～26	16～17	13～14	13～17	17～18	14～18	12～13
		19～21	24～25	21～23	26～27			16～18	22～23	23～24	29～30	22～23	21～22
		19～23	24～26	21～25	26～28			16～20					
26～27	24～28	28～29	26～30			29～30							
車両系建設機械 運転技能講習 (解体用)	8号	8		4	7	4		1			10	3	3
		21	14	14	12		15	21	15	15	19		
		28	31	30	28	23	27	28	29	27		24	23
フォークリフト 運転技能講習 注. ()は土日の 分割コースで 4日コースのみ	16号	1～4	6～7	1～4	1～4	2～3	8～11	5～8	1～4	1～4	6～9	1～4	1～4
		6～9	6～9	5～6	5～9	2～5	11～12	9～10	6～7	6～9	11～14	5～6	5～6
		10～11	10～13	(5・6)	6～7	17～20	(11・12)	(9・10)	(6・7)	11～12	15～16	(5・6)	(5・6)
		(10・11)	15～16	+12・13	6～9	21～22	+18・19	+16・17	+13・14	(11・12)	(15・16)	+12・13	+12・13
		+17・18	(15・16)	7～11	10～11	(21・22)	13～17	11～15	8～11	(18・19)	+22・23	7～10	7～11
		12～15	(22・23)	8～11	(10・11)	(28・29)	14～17	12～15	15～19	13～17	18～21	14～18	8～11
		19～22	17～21	14～17	(17・18)	23～26	20～23	18～21	16～17	14～17	24～28	15～18	14～17
		26～30	18～21	21～22	12～15		27～28	25～26	16～19	20～21	25～26	21～22	21～22
		27～28	24～27	21～24	19～22		27～30	25～28	22～25	20～23	25～28	21～24	21～24
		27～30		28～7/1	26～27	26～29				25～28			28～31
小型移動式クレーン 運転技能講習 (1t～5t未満)	14号	1～3	8～10	1～3	1～3	9～11	11～13	1～3	1～3	1～3	6～8	1～3	2～4
		12～14	20～22	10～12	13～15	17～19	21～23	9～11	12～14	9～11	15～17	9～11	10～12
		23～25	29～31	19～21	22～24		28～30	25～27	26～28	24～26	28～30	26～28	26～28
不整地運搬車 運転技能講習	5号	9～10	18～19	14～15	8～9	7～8	20～21	16～17	16～17	9～10	24～25	15～16	21～22
高所作業車 運転技能講習	9号	5～6	1～2	3～5	5～6	5～6	13～14	4～5	3～5	4～5	14～15	4～5	4～5
		12～13	13～14	4～5	14～16	10～11	25～26	11～12	4～5	13～14	29～30	10～11	18～19
		23～25	28～30	19～20	15～16	26～27		20～22	15～16	22～24		26～27	26～27
		24～25	29～30	24～25	22～23	30～31		21～22	27～28	23～24			
ショベルローダー 等運転技能講習	7号		17+21		19+23		12～16		22+26		16～20		13～17
			17～20		19～22		13+17		22～25		17+21		14+18
							13～16				17～20		14～17
玉掛け技能講習	25号	7～9	6～8	5～7	2～4	7～9	16～18	2～4	6～8	6～8	8～10	5～7	5～7
		17～19	15～17	15～17	16～18	19～21	25～27	13～15	17～19	18～20	20～22	12～14	16～18
		28～30	27～29	28～30	29～31			29～31	27～29	25～27	26～28	23～25	29～31

【特別教育/安全衛生教育】

講習科目	H22/ 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	H23/ 1月	2月	3月
小型車両系建設機械 (整地…用)(機体質量3t未満)	1～2 17～18	6～7 22～23	1～2 19～20	10～11 26～27	7～8	8～9	9～10 27～28	6～7 24～25	7～8 18～19	11～12 22～23	7～8 26～27	8～9 26～27
ローラーの運転の業務		11～12		7～8	2～3		6～7	11～12		26～27		14～15
高所作業車運転の業務 (作業床の高さ10m未満)	14～15		22～23		17～18		25～26		21～22		21～22	
研削といしの取替え等の業務 (自由研削用)特別教育		21		21		23		9		13		1
職長・安全衛生責任者教育	24～25	25～26	8～9	17～18	24～25	28～29	18～19	18～19	4～5	24～25	17～18	23～24

建設教育訓練助成金 利用による 技能講習資格取得のご案内

【助成金制度とは？】

・中小建設事業主等が、建設労働者の技能の向上のため能力開発を行なう場合の経費、及び賃金の一部を助成する制度です。

【助成金を受けることができる中小建設業とは？】

- ①建設業である事（下記建設業一覧参照）
- ②雇用保険の保険料率が14.0/1000であること。
- ③資本金が3億円以下又は従業員300人以下の建設業であること。
- ④受講者が雇用保険の被保険者であること。

【注意事項】
事業主が、講習終了後2ヶ月以内に最寄りの雇用・能力開発機構に助成



金の請求を行うこととなりますが、

建設業一覧（注・採石業、建材業、セメント、窯業、生コンの各業種は対象外）

- 1.土木工事業 2.建築工事業 3.大工工事業 4.左官工事業 5.嵩土工事業 6.石工事業 7.屋根工事業 8.電気工事業 9.管工事業
10.タイル・煉瓦・ブロック工事業 11.鋼構造物工事業 12.鉄筋工事業 13.舗装工事業 14.浚渫工事業 15.板金工事業 16.ガラス工事業
17.塗装工事業 18.防水工事業 19.内装仕上工事業 20.機械器具設置工事業 21.熱絶縁工事業 22.電気通信工事業 23.造園工事業
24.索井工事業 25.建具工事業 26.水道施設工事業 27.消防施設工事業 28.清掃施設工事業

【助成金制度を利用するには？】

- ・第二種助成金は、受講料及び教材費(消費税除く)の70%の助成金が支給されます。
 - ・第二種助成金制度をご利用頂くには、当講習所に受講予約される時に申し出て下さい。
- 講習受講前に当方と受講の契約をして頂きます、及び講習終了後請求書類を当方より送付致します。
- 事業主にて作成により最寄りの雇用・能力開発機構へ講習終了後2ヶ月以内に請求下さい。
- ※詳細については最寄りの雇用・能力開発機構へお問い合わせ下さい。

登録番号	助成金の対象となる講習種類	コース	講習日数	受講料	テキスト代	合計(税込み)	合計(税除く)	*助成金支給予定額
第9号	 車両系建設機械 (豊地・運搬・積込)	38時間	5日間	80,800	2,000	82,800	78,857	80,200
		18時間	3日間	48,000	2,000	50,000	47,619	48,333
		14時間	2日間	42,800	2,000	44,800	42,667	39,867
第14号	 小型移動式 クレーン	20時間	3日間	45,100	1,800	46,900	44,667	46,267
		17時間	3日間	40,900	1,800	42,700	40,667	43,467
		16時間	3日間	40,900	1,800	42,700	40,667	43,467
第9号	 高所作業車	17時間	3日間	46,000	2,000	48,000	45,714	47,000
		14時間	2日間	40,500	2,000	42,500	40,476	38,333
		12時間	2日間	40,500	2,000	42,500	40,476	38,333
第5号	 不整地運搬車	35時間	5日間	94,500	2,000	96,500	91,905	89,333
		31時間	5日間	94,500	2,000	96,500	91,905	89,333
		15時間	2日間	47,200	2,000	49,200	46,857	42,800
		11時間	2日間	42,800	2,000	44,800	42,667	39,867
第25号	 玉掛け	19時間	3日間	22,800	2,000	24,800	23,619	31,533
		18時間	3日間	22,800	2,000	24,800	23,619	31,533
		16時間	3日間	18,600	2,000	20,600	19,619	28,733
		15時間	3日間	18,600	2,000	20,600	19,619	28,733
		15時間(A)	3日間	18,600	2,000	20,600	19,619	28,733

*助成金支給予定額は、変更される場合があります。尚、日当助成分として最大の5,000円/1日を含んでおります。